

杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区（以下「区」という。）では、昭和40年からホストコンピュータで住民情報系システムを構築し、円滑かつ安定的な住民情報系業務を運営してきました。今般の情報システム技術の進展への対応、外部機関等との効率的なデータ連携ならびに新たな区民サービス提供の実現性拡充等の現行システムが包含する諸課題の解決に向けて、オープン系システムによる住民情報系業務システムの再構築を行います。

システム再構築にあたっては、地域情報化プラットフォームに準拠したパッケージシステムの導入を基本とし、住民情報系業務の標準化とシステム運用の効率化を図ります。

また、区では「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」（平成26年3月24日総務省策定）に基づき、自治体クラウドへ展開を想定したデータセンターによるシステム環境の構築を行い、住民情報系業務システムを運用します。

住民情報系業務システム及びシステム環境の効率的かつ柔軟な運用を実現するため、共通データ管理やシステム間データ連携、仮想化技術によるシステム資源の有効利用を図るために、共通基盤システムの導入を行います。

以上を踏まえ、現行システムによる運用面の課題を解消し、システム運用経費の縮減と区民サービスの更なる向上を図ることを目的に、システム構築、導入ならびに運用保守を行う住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務委託を実施します。

事業者の選定は、住民情報系共通基盤システムの構築及び運用・保守が適切かつ円滑に行われるよう、事業者の東京特別区における導入実績、パッケージシステムの機能及び業務事務との適合状況等を重視し、質の高い事業者をプロポーザル方式（公募型）により選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務

(2) 業務内容

業務内容は以下のとおりです。なお詳細は、「杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務提案依頼書（RFP）」（以下「RFP」という。）に記載のとおりです。

- ① 本件を含む住民情報系システム再構築全体の工程管理支援
- ② 本件システム構築に係るプロジェクト管理
- ③ システム構築（要件定義、適用設計、開発及び単体・結合テスト、総合運用テスト、文字・データ移行作業を想定）
- ④ 業務システムとのシステム連携要件定義（データ連携、前提条件等）の作成
- ⑤ 本件システム稼働に必要となるインフラ（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク）要件定義の作成
- ⑥ システム環境（開発環境、研修・検証環境、本番環境）の構築
- ⑦ 本件システム利用に係る研修業務
- ⑧ システム運用・保守業務

- ⑨ 統合運用事業者への運用引継ぎ及び運用準備支援

(3) 履行期間

- ① システム構築業務委託

契約締結の翌日から平成33年3月31日まで

※構築システムは、平成32年12月31日までに稼働させるものとします。

※本稼働前約9か月間は、総合運用テスト・データ移行を想定しています。

※詳細スケジュールは、受託者候補者と別途協議の上決定します。

- ② システム運用保守業務委託

平成33年4月1日から平成38年3月31日まで（60ヵ月）

※システム運用保守業務委託は、システム構築業務委託とは別に契約締結します。

(4) 事業規模

- ① システム構築業務委託

年度	作業内容（想定）
平成30年度	要件定義、基本設計、詳細設計、インフラ基本設計、システム構築
平成31年度	システム構築、単体・結合・総合テスト、インフラ詳細設計
平成32年度	総合運用テスト、データ移行、操作研修

- ② システム運用保守業務委託

年度	作業内容（想定）
平成33年度～ 平成37年度	運用・保守計画策定、インシデント管理、変更・リリース管理、サービスレベル管理、ドキュメント・マニュアル管理、障害対応（問合せ、分析、対処）、パッケージ保守等

(5) 業務委託経費

- ① 提案された経費は、本プロポーザルにおける参考価格として評価します。
- ② 本件は、平成30年度予算が区議会にて成立し、システム構築業務及びシステム運用保守委託経費に関する協議において、区と受託者候補者が合意した場合に契約を締結します。

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、以下の要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 杉並区競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (6) 本業務又は類似する業務を引き続き2年以上営業していること。
- (7) 東京特別区又は人口30万人以上の規模の地方公共団体において共通基盤システムを導入した実績があること。
- (8) 品質マネジメントシステム（ISO9001）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）、プライバシーマーク（JIS Q 15001）について、第三者機関の評価による認定、認証を受けていること。
- (9) 事業所（または営業所）が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県内のいずれかにあること。

4 実施手順

実施要領等の公表から受託者候補者選定結果の通知までの実施手順(概要)は以下のとおりです。

内容	期日等
実施要領等の公表	平成30年2月7日（水）
「参加申込書（様式1）」及び「守秘義務契約書（様式2）」提出期限	平成30年2月16日（金）午後5時までに、以下の部数を担当課宛てに持参してください。 ①参加申込書（様式1） … 1部 ②守秘義務契約書（様式2） … 2部
RFP類の配付	参加申込のあった事業者（以下「参加事業者」という。）にのみ参加申込書提出時に配布します。
「質問書（様式3）」の受付期間	平成30年2月9日（金）から 平成30年2月16日（金）午後5時（必着）
質問の回答期限	平成30年2月21日（水）
「企画提案書（様式4）」等提出期間	平成30年2月22日（木）から 平成30年3月2日（金）午後5時（必着）
第一次審査（書類審査）結果通知の送付	平成30年3月19日（月）（予定） ※第一次審査対象の参加事業者全てに結果を通知します。
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	平成30年3月27日（火） 場所 杉並区役所内会議室
受託者候補者選定結果の通知	平成30年3月30日（金）（予定） ※第二次審査対象の参加事業者全てに結果を通知します。

5 参加申込みの提出

(1) 提出資料

- ① 参加申込書（様式1） … 1部
- ② 守秘義務契約書（様式2） … 2部

(2) 提出先

「10 担当課（問い合わせ先）」に同じ

(3) 受付期限

平成30年2月16日（金）午後5時まで

6 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式3）に質問内容を記載の上、電子メールで提出してください。

(2) 受付先

「10 担当課（問い合わせ先）」に同じ

(3) 受付期限

平成30年2月16日（金）午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年2月21日（水）以降に区公式ホームページ上で公開します。（<http://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>）

なお、回答に対する再質問は受けません。

(5) 注意事項

情報の機密を担保する必要性から、メールの本文には質問内容を記述せず、質問書（様式3）を利用してください。補足や説明資料として質問書以外で資料の提出が必要な場合には、Microsoft Office に含まれるアプリケーションもしくはPDFにて提出してください。なお、質問書及び付随する資料は全て暗号化を行うようにしてください。

質問は、対応するRFPの項番を記述し、必要であれば具体例を示すなど区が的確に質問内容を把握できるように心掛けてください。また、質問は要求事項を参加事業者が実現するために必要な内容のみとしてください。ただし、仮に参加事業者が必要と判断した質問であっても、区がセキュリティ上、公開することが望ましくないと判断した場合は、質問に回答しない場合があります。

(6) 質疑回答の取扱い

質問への回答は、本実施要領をはじめ、RFP等の追加又は訂正とみなします。回答日に合わせて、補足説明等を行う場合があります。問い合わせの有無に係わらず、必ず区公式ホームページを確認してください。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書の作成は、別紙「杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務企画提案書等作成要領」に基づいて作成してください。

(2) 提出方法

持参により提出してください。

(3) 提出先

「10 担当課（問い合わせ先）」に同じ

(4) 提出期限

平成30年3月2日（金）午後5時（必着）

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず未提出として取り扱います。

8 受託者候補者の選定手順

杉並区住民情報系共通基盤システム構築・運用業務受託者候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を受託者候補者として選定します。

ただし、選定会議で審査をした結果、一定の点数に満たない者については、受託者候補者とはしないものとします。

(1) 審査方法

本プロポーザルは、二段階審査方式で実施します。

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、基本的な仕様を満たしていることを確認した上で、経営状況等に関する評価項目により、第二次審査対象者を選考（3事業者程度）します。

② 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

第一次審査を通過した事業者について、提案説明（プレゼンテーション）の内容および質疑の回答内容等について審査を実施します。

第二次審査実施方法等に関する詳細については、第一次審査を通過した事業者に別途通知します。

また、説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構いませんが、企画提案書に書かれていない内容が盛り込まれている等、企画提案書とのかい離がある場合は評価の対象としません。

第二次審査の概要は次のとおりです。

ア 実施日 平成30年3月27日（火）

イ 場所 杉並区役所内会議室

ウ 時間 60分（説明40分、質疑応答20分）以内

エ 説明者 説明は本件のプロジェクトマネージャーが担当してください。なお、価格に関する説明は、プロジェクトマネージャー以外の担当でも可とします。

審査場所への入室は、全体で5名以内とします。

オ 説明 説明は次の事項がわかるように順を追って説明してください。

(ア) 共通基盤システム機能全体の概要

(イ) 共通基盤システム個別機能（統合 DB、データ連携、文字管理）

(ウ) 個人情報保護及び情報セキュリティインシデントに関する社内での取組や対策と実施体制

(エ) 全体管理支援

(オ) 個別提案事項

カ 使用機器等 プロジェクター、スクリーンは区が用意します。

③ 受託者候補者の選定

第一次審査、第二次審査の結果を総合的に評価し、評価の最も高かった事業者を受託者候補者として選定します。なお、区は、提出書類等についてあらかじめ配点を行い、区独自の比重を付け、選定会議において、採点を行います。配点及び比重について区から公開はしません。

(2) 評価基準

① 経営状況等に関する評価基準

評価項目	評価の内容	評価の指標
経営状況	・経営状況は良好化か。財務状況は健全か	・財務諸表等
個人情報保護、品質管理の取組状況	・個人情報保護、情報セキュリティ及び品質マネジメントに関する公的認証や資格を取得し、当該認証、資格を活用した対策・取組を行っているか	・ISO9001, ISO/IEC27001, プライバシーマークの取得状況、取得資格の活用状況
業務実績	・東京特別区又は人口 30 万人以上の規模の地方公共団体における住民情報系共通基盤システム導入実績は十分であるか	・同種・類似業務の実績数

② 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容	評価の指標
業務の理解度	・住民情報系システム再構築の目的、課題や区の考え方を十分理解しているか ・本件を完遂するための要点の把握と対策が適切に提案されているか	・本業務の実施方針、方向性、成功させるポイント
システム共通基盤の機能	・区が要求する機能要件に対する実現方法（パッケージ、カスタマイズ、代替運用）で評価する	・要求機能の実現方法

評価項目	評価の内容	評価の指標
プロジェクト管理 (全体工程管理及び個別プロジェクト管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・本件及び住民情報系システム再構築全体の工程管理支援が、効率的かつ現実的な提案内容となっているか ・プロジェクト遅延などが発生した場合の対応方法が明確に示されているか ・本件及び住民情報系システム再構築全体の作業内容(概要)やスケジュールが適切に設定されているか ・プロジェクト管理における関係者の役割分担が明確になっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体工程管理支援及び本件プロジェクト管理の方針 ・実施内容(概要)、進捗管理の方法、全体・個別スケジュール、WBS(概要) ・区・事業者の役割分担
システム開発	<ul style="list-style-type: none"> ・本件システム構築にあたって、具体的かつ実効性のある進行方法や作業方針が提案されているか ・要件定義及び各種設計を実施するにあたって、具体的かつ実効性のある検討方法、内容が提案されているか ・性能要件、信頼性、拡張性について、適切かつ実行可能な内容が提案されているか ・OSのバージョンアップや制度変更に対する対応が適切か ・他システムからの影響を受けにくい独立性のあるシステム設計となっているか ・特定の企業や技術を採用することなく、一般的な市場で調達できる機器や業界標準的な開発言語や技法が採用されているか ・システムの脆弱性、セキュリティ事故、ウイルス対策等について、具体的かつ実効性のある情報セキュリティ対策が提案されているか ・文字やデータ移行について、安全かつ適切な作業方法が提案されているか、また職員の負担軽減が図られているか ・本件システムの品質管理及び変更プロセス管理が適切に提案されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発方針 ・要件定義、各種設計、検証、データ移行等の実施手順、方法及びスケジュール ・システムの性能要件、信頼性、拡張性、互換性、中立性に関する要求事項との適合状況、課題・検討事項、実現方法 ・システム全体のセキュリティ方針、実施内容、事件・事故の対応方法 ・データ等の移行方針、実施手順・方法、負担軽減対策 ・システム品質の維持管理方法 ・区と事業者の役割分担
システム環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・本件システム及び本件システムと連携して運用するシステムとの連携要件が、具体的かつ実効性のある提案となっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム連携機能、構築手順・方法、前提条件等の概要

評価項目	評価の内容	評価の指標
	<ul style="list-style-type: none"> ・本件システムを稼働させるインフラ環境の要件が、本区が想定するインフラ構成と整合し、効率的かつ安定的な環境が実現できる提案となっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ環境の構成イメージ、使用機器類、環境構築手順・方法、前提条件等の概要
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容及び進め方について、具体的かつ実効性のある提案となっているか ・区及び事業者との役割分担が明確になっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の目的、対象者、実施方法、実施内容、研修資料 ・区と事業者の役割分担
統合運用設計	<ul style="list-style-type: none"> ・統合運用業務の実施にあたっての検討事項、方法及び成果物等の提案内容が適切か ・区及び関係事業者間の役割分担が明確になっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計方針、実施内容、検討事項、検討方法、前提条件、スケジュール、提供資料 ・区と事業者、事業者間の役割分担
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本件を遂行するにあたっての人員体制は適切な規模か ・本件責任者等の資格、実績は十分であるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制イメージ、構成人数、体制規模の根拠・基準 ・責任者等の所属、資格の有無、実績
運用保守体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本件運用保守を実施するにあたり、十分な人員体制となっているか ・問い合わせ及び障害対応について、適切な提案がなされているか ・本件システム変更にかかる対応及び実施手法等が具体的かつ適切に提案されているか ・運用マニュアルの作成、運用会議の実施等の区への情報提供、連絡報告体制は十分か 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制イメージ、構成人数、体制規模の根拠・基準 ・連絡体制、内容、方法（通常時及び障害発生時） ・システム構成、品質、サービスレベル管理方法 ・システム変更の実施方針、手順、管理方法 ・会議、提供ドキュメント（概要）
資料調整能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書は条件を満たしているか ・提案書の内容は分かりやすいか 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書等のまとめ方

評価項目	評価の内容	評価の指標
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・イニシャルコストは妥当であるか ・ランニングコストは妥当であるか 	・見積書
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・説明が明瞭で論理的であるか ・質問に対する回答が的確か 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション及びヒアリング内容

(3) 選定結果の通知

選定結果の通知については、以下のとおりです。

① 第一次審査結果の通知

平成30年3月19日（月）（予定）に、全ての第一次審査対象の参加事業者に対し、杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務公募型プロポーザル参加申込書（様式1）（以下「参加申込書という。」）に記載された担当者宛てに電子メールにより通知します。また、第二次審査対象の参加事業者に対して、第二次審査（プレゼンテーション）の実施方法について通知します。

② 受託者候補者選定結果通知

平成30年3月30日（金）（予定）に、全ての第二次審査対象の参加事業者に対し、参加申込書に記載された担当者宛てに電子メールにより通知します。

※非選定の通知を受けた第二次審査対象の参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

10 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提案者が都合によりプロポーザルを途中で辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出してください。
- (3) 提出書類及び契約関係書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載する場合は、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (5) 提出された企画提案書については返却しません。
- (6) 企画提案書に不備がある場合には、企画提案書の評価を行わないことがあります。また、補足資料の提出を求める場合があります。
- (7) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (8) 契約の締結にあたっては、区と受託者候補者とで、受託者候補者から提案内容の詳細について確認を行い、委託条件を協議の上、仕様書を作成し、契約を締結します。また、契約書については、区指定の標準契約書を使用します。
- (9) 評価した性能等（提案内容）については、すべて契約書（仕様書）にその内容を反映し、その履行を確保してください。

11 担当課（問い合わせ先）

杉並区総務部情報政策課再構築推進担当 渡邊・矢島

所在地：杉並区阿佐谷南 1-15-1（杉並区役所東棟 7階）

電話：03-5307-0337（直通）

電子メールアドレス：saikotik-s@city.suginami.lg.jp

※電子メールでの問い合わせの件名は、「共通基盤システムプロポーザル問い合わせ(事業者名)」とします。

杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務
公募型プロポーザル参加申込書

平成30年 月 日

杉並区情報・法務担当部長 宛

所在地

名 称

代表者名

印

杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務公募型プロポーザルについて、参加の申込みをします。

なお、本プロポーザルの参加によって得た情報の一切は秘密情報として取扱い、第三者に開示しないことに同意します。

杉並区業者登録番号	
担当者氏名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

※ご担当者との連絡に都合の良いメールアドレスを記入してください。

※総務部情報政策課使用欄

受付者印	受付No.

守秘義務契約書

杉並区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務委託を行う事業者の選定（以下「業者選定」という。）において、甲が提供する情報の取り扱いについて守秘義務契約を締結する。

（本件情報）

第1条 本守秘義務契約にいう本件情報とは、業者選定において、直接又は、間接に知り得たすべての情報をいう。

（適正管理）

第2条 乙は、本件情報を紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生しないように適正に管理しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第3条 乙は、本件情報を杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務公募型プロポーザルに応募するためにのみ使用するものとし、他の目的に利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、本件情報をいかなる第三者にも提供してはならない。また、業者選定終了後も同様とする。

（複写及び複製の原則禁止）

第5条 乙は、甲が承認した場合を除き、本件情報を複写し、又は複製してはならない。

（本件情報の返還）

第6条 乙は、本件情報に規定するすべての情報を、業者選定終了後、甲に直ちに返却しなければならない。甲の承諾の上複写、複製した場合はそれを含めて返却しなければならない。

（報告義務）

第7条 乙は、本守秘義務契約に反して本件情報が業務以外の目的に利用され、または、第三者に開示、遺漏させたことが判明した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

（損害の補償）

第8条 乙の責めで帰すべき事由により、甲が損害を被った場合には、その賠償責任を負う。

（協議）

第9条 甲及び乙は、本守秘義務契約書に定めのない事項または本守秘義務契約書の解釈に関して、何らかの疑義が生じたときは双方が誠意を持って協議し、解釈するものとする。

（管轄裁判所）

第10条 甲及び乙は、本契約により生ずる紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

以上、本守秘義務契約書の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 杉並区総務部情報システム担当課長
吉川 英一

乙

質 問 書

平成30年 月 日

杉並区情報・法務担当部長 宛

所在地
名称
代表者名
担当者名
所属・役職
電話番号
FAX番号
E-mail

杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務公募型プロポーザルについて、以下の項目を質問します。

質問項目	質問内容

※質問書は、平成30年2月16日（金）午後5時までに、電子メールで提出してください。

※行が不足する場合は適宜追加して記載してください。

※電子メールの件名は「共通基盤システムプロポーザル質問書（事業者名）」とし、メール送信後、担当まで送信の確認電話をお願いします。

提出先：杉並区総務部情報政策課再構築推進担当
（杉並区役所東棟7階）担当：渡邊・矢島
所在地：杉並区阿佐谷南1-15-1
電話：03-5307-0337（直通）
E-mail：saikotik-s@city.suginami.lg.jp

企 画 提 案 書

平成30年 月 日

杉並区情報・法務担当部長 宛

杉並区が平成 年 月 日に公募した杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務公募型プロポーザルに参加しますので、企画提案書及び下記添付書類を提出します。

なお、受託者候補者に選定された場合は、杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務契約の締結に向けて、信義に従って誠実に事業内容の詳細の協議を行うことを誓約します。

所在地

名称

代表者名

印

記

1 本件業務の担当者及び連絡先

担当者氏名 :

所属・役職 :

電話番号 :

FAX番号 :

E-mail :

2 添付書類及び提出部数

別紙「提出書類一覧」のとおり

杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務公募型プロポーザル
提出書類一覧

正本 1部 副本 8部 提出

No.	提出書類	提出欄 提出したものに「○」	区確認欄
1	・履歴事項全部証明書		
2	・直近3期分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書、財産目録) ※1		
3	・取得規格認証書の写し (ISO9001、ISO/IEC27001、プライバシーマーク等)		
4	・企画提案書※2		

注意事項

※1 これら財務諸表の全ての作成を義務付けられていない場合は、収支決算書、事業計画書、事業報告書、附属明細書等代替りになるものを提出すること。

※2 RFPに基づき作成すること。なお、添付した表紙(様式4)を除き、事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。

参加辞退届

平成 年 月 日

杉並区情報・法務担当部長 宛

杉並区住民情報系共通基盤システムの構築及び運用業務公募型プロポーザルについて、参加を表明しましたが、辞退します。

所在地

名称

代表者名

印